

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う単身世帯の増加や核家族化の進行、雇用環境の変化による非正規労働者の増加等、社会状況が大きく変化しています。そして、ICTの急速な進化等、生活環境の変化に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の意識の違いにより、地域のつながりは希薄化し、地域社会の脆弱化につながっています。加えて、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのつながりづくりが一層困難な状況となりました。

本市においても、少子高齢化や世帯人員の減少による高齢者だけの世帯の増加と核家族化の進行が見られる中、従来の家族機能は低下し、地域のつながりも希薄化しています。この結果、地域では子育てや介護の悩み、子供や障害のある人、高齢者に対する虐待等の従来からある福祉課題に加え、ひきこもりや支援拒否等による社会からの孤立、高齢の親が無職の子供を支える「8050 問題」、本来は大人が担う家事や介護等を日常的に子供が行う「ヤングケアラー」等、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

これらの福祉課題に対応するためには、公的サービスの提供だけでなく、住民相互の支えあい機能を強化し、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題の解決に取り組む包括的な支援体制を構築することで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

本市では、平成 17 年 3 月に「西宮市地域福祉計画」を策定し、その後も市民の新たなニーズを踏まえ、平成 22 年 3 月に第 2 期、平成 28 年 3 月に第 3 期と計画を改定しました。第 3 期計画では「みんながつながり 支えあい 共に生きるまち 西宮」を基本理念とし、その実現に向けて多様な人々が連携して支えあうまちづくりを推進してきました。

また、西宮市社会福祉協議会においては地域福祉推進計画を策定し、地域福祉を推進するための様々な事業を実施する中で、市内に 35 ある地区社会福祉協議会において、地域住民が主体的に交流や見守り・支援活動等の小地域福祉活動が展開されるよう取り組まれています。

このような国や本市の動向を踏まえ、今回策定する「西宮市地域福祉計画（第 4 期）」（以下、「本計画」という）は、地域共生社会の実現に向けた本市の取り組みと、分野を超えた連携のさらなる推進を図るため策定するものです。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 地域福祉計画とは

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

社会福祉法は平成29年6月に一部が改正され、これまで任意とされていた市町村及び都道府県地域福祉(推進)計画の策定が努力義務とされるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられました。加えて、国や地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)の整備に努めなければならないとされました。

さらに、令和2年6月の同法改正により、市町村は地域福祉計画において包括的な支援体制の整備に関する事項を定めることが努力義務とされました。

#### 社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

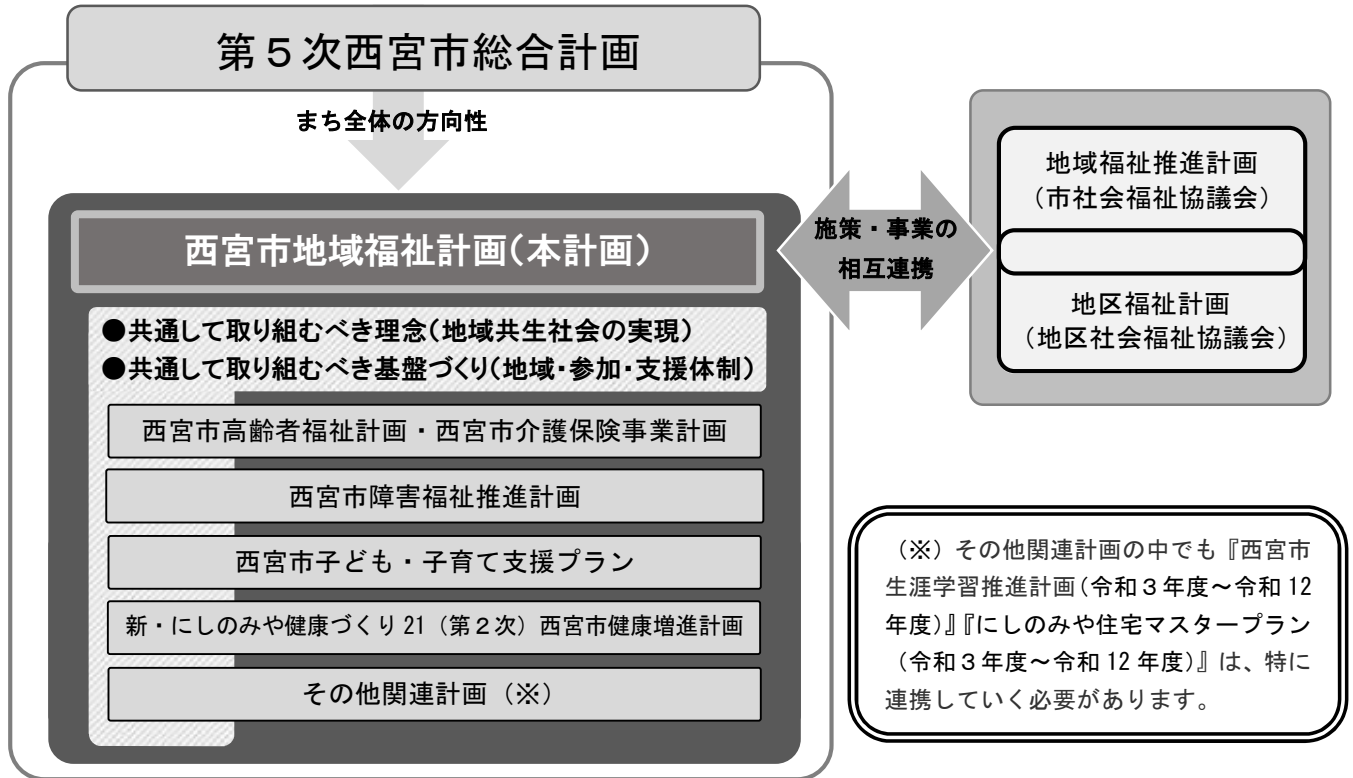
五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 関連計画との関係

本計画は「第5次西宮市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための部門別計画です。また、社会福祉法において地域福祉計画は高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられています。これらのことから、本計画は、福祉の分野別計画やその他関連計画において共通して取り組むべき事項（理念・基盤）を定めるとともに、西宮市社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画とも整合・連携を図り、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。



## (3) 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和10年度までの7年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、令和7年度に中間評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	...
第5次西宮市総合計画	基本計画【前期】		基本構想			基本計画【後期】			...	
西宮市地域福祉計画	第3期	中間評価 第4期							...	
西宮市高齢者福祉計画・ 西宮市介護保険事業計画	→		→			→			...	
西宮市障害福祉推進計画	→		→			→			...	
西宮市子ども・子育て支援プラン	→		→			→			...	

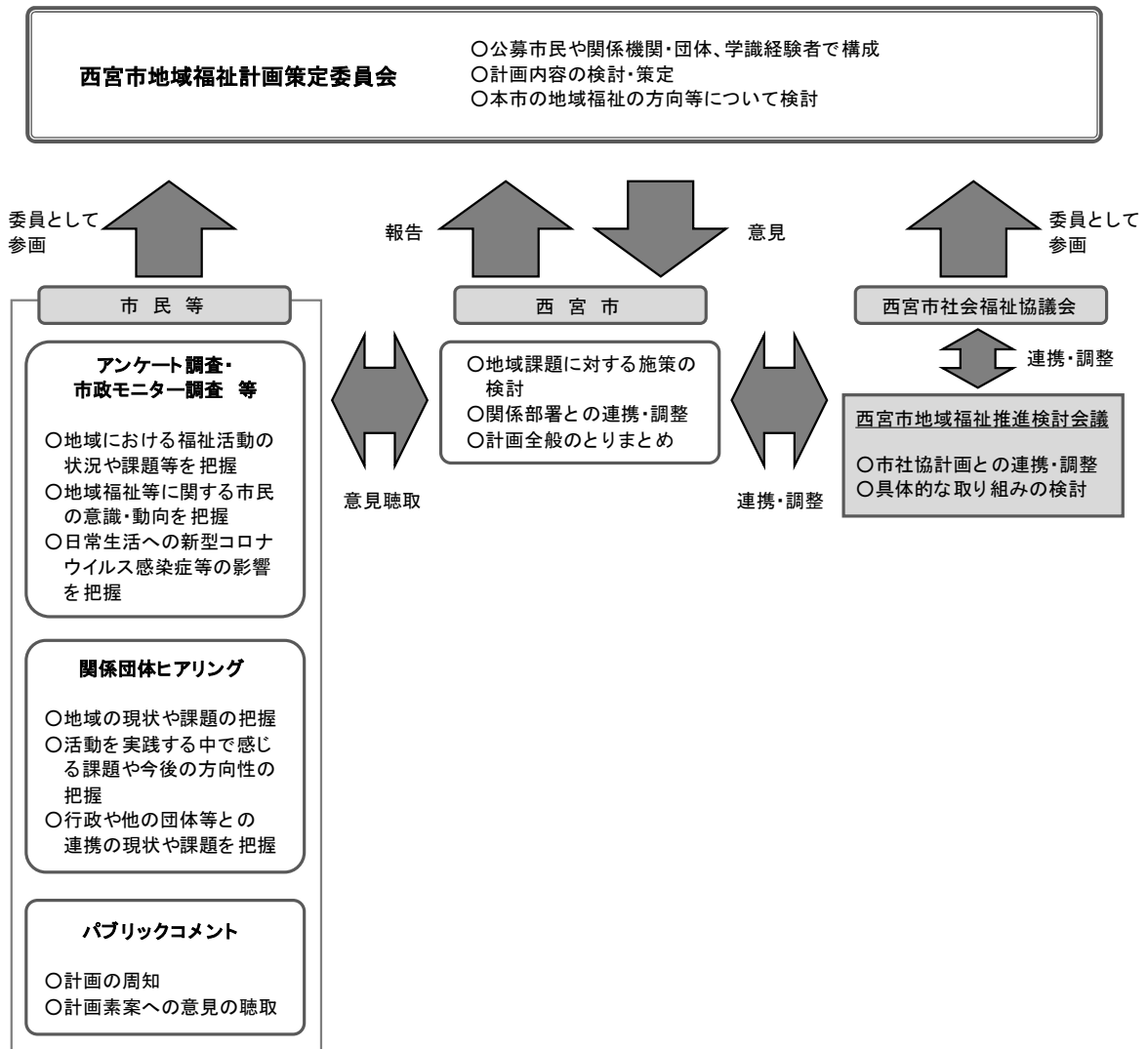
### 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民代表や関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「西宮市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉を取り巻く現状・課題の整理や計画内容に関する検討を進めました。

また、西宮市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会における活動状況や課題等の把握・検討を行うとともに、「西宮市地域福祉推進検討会議」において、地域福祉に関わる市の関係部署と社会福祉協議会が共に計画内容の検討や施策・事業の協議を行いました。

さらに、市民を対象としたアンケート調査や市政モニター調査を通じ、地域福祉の意識・動向を把握するとともに、関係団体ヒアリング等を通じて、地域の関係者・関係団体や専門機関等の意識・動向、ニーズ、連携の課題等の把握に努めました。

なお、計画素案の段階において、計画に市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



## 4 地域福祉計画と「持続可能な開発目標(SDGs)」

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、第5次西宮市総合計画の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連づけることにより、SDGsの達成に向けた取り組みを一体的に推進しています。

本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの8つの目標達成に寄与することが期待されています。



資料：国際連合広報センター

### 【本計画における取り組みとSDGsの対応】



生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施



全ての人々が健康的な生活を確保するための医療・福祉体制の整備



全ての人々が生涯を通じて質の高い教育を受けられる環境を整備し、生きる力を育む



性別等に関わらず、誰もが地域社会に参画できる環境の整備



平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



支えあい、助けあいの促進、防災・防犯等の充実を通じた安全で安心して暮らせる地域の実現



差別の解消や虐待の防止等を通じた、全ての人への人権の保障



行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築